

○第210回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：平成30年1月31日（水） 14：40～16：42

議事概要

（1）動物用医薬品（チモール、チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤（チモバー
ル））の食品健康影響評価について

・チモール

審議の結果、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいてはチモールの一日摂取許容量（ADI）の設定は不要とされ、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤（チモバール）

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* 1 チモール：

海外においては、動物用医薬品として蜜蜂寄生ダニの駆除等に用いられます。日本ではヒト用医薬品（抗酸化剤、保存剤等）として使用されています。国内では動物用医薬品としては承認されていません。

* 2 チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤（チモバール）：

ミツバチヘギイタダニの駆除に用いられます。